総合教育センターの機能強化 重点施策 3-

本市の教育の研究・研修機関として中心的な役割を担う総合教育センターの機能を一層充実します。学校教育への直接的な支援として、カリキュラムセンター機能の充実を図るとともに、教育相談や情報・視聴覚機能の充実を通して家庭や地域への支援を進め、側面からも学校を支援していくことに努めます。

教職員に対する専門家等の支援 重点施策 3-

現場の教職員に対して、<u>いわゆる</u>学級崩壊、不登校などの多様化する教育課題に対する専門家による支援体制をNPOや関係機関との連携により充実させていきます。

教職員相互の相談・支援体制づくり

横断的な教職員交流会の開催や、インターネットを利用した教職員相互の情報共有のための 体制を整備します。

指導力不足教職員等に対する研修

教職員の指導力不足等を評価指標に沿って的確に把握し、それに連動した研修プログラムの 開発・実施を行います。

外部専門家・研究機関との連携

総合教育センターや地域の諸機関、団体をはじめ、外部の専門家や関係機関、NPOなどが相互に連携し、学校や教職員を支援する体制を構築します。

(3) 教職員の成長のための研修プログラムの再編

教職員がキャリアに応じて能力を高めていけるように、総合教育センターで実施されている研修の再編成します。また、教職員の自発的な研修を支援するとともに、IT化への対応や学校とは異なる環境を体験する研修を行い、指導力の向上を図ります。

学校においては、研修に取り組める環境を整えるとともに、研修成果が効果的に校内に行き渡るよう、校内研修の充実を図ります。

具体的な事業

ライフステージに応じた一貫性のある教職員研修プログラムへの再編 重点施策 3-

教職員がキャリアに応じてその能力を確実に高めていけるよう<u>に、教職員</u>のライフステージに<u>応じた</u>計画的な研修を<u>実施し、内容の充実を図ります</u>。さらに、研修内容・研修成果の評価を実施し、研修プログラムの改善を図っていきます。

教職員の自己研修活動の充実

自ら学び向上する教職員を支援するため、<u>各学校において</u>、教職員がいつでも学べる効率のよい自己研修ができる<u>職場環境を整えるとともに、インターネットを活用した</u>Eラーニングシステムの構築等も行います。

また、<u>放課後にも教職員が</u>自己研修を行えるよう、<u>総合教育センターの夜間施設利用を拡大したり、夜間の研修を計画、実施します。</u>

教職員のIT活用研修の充実

パソコン、インターネット、マルチメディアを利用して、児童生徒が楽しくわかりやすい授業を行うための教職員のIT活用研修を実施します。

各学校・各教職員の優れた教育実践の普及 重点施策 3-

各学校において、先進研究<u>校等</u>への視察や校内及び校外研修などで学んだ成果を自校の教職員に確実にフィードバックするための校内研修や、情報交換の場の充実に努めます。また、優れた教育実践を表彰し、各学校へ普及させていきます。

教職員の企業等体験研修

幅広い視野や多角的な<u>ものの見方・考え方</u>などを体得し、教職員の力量の向上を図るため、 地域内外の企業等との連携を図り、教職員の企業等体験研修を実施します。

基本施策 1-4 学校施設の整備と充実

学校施設は、効率よく計画的に整備していくことが必要です。<u>時代潮流や社会の変化に伴って、</u>学習指導や事務業務の効率化や質的向上を促進するための情報通信技術の導入や情報教育・環境教育・少人数指導などに適応した設備の<u>整備が必要とされている</u>と同時に、学校施設の<u>安全性を</u>確保することが求められています。

また、学校施設は、地域資源の<u>一つ</u>であるという側面から、子どもの学習施設としての役割の他に、地域のコミュニティ拠点としての役割が求められるようになってきました。そのため、地域の多くの人々が学校施設をさまざまな形で利用をすることを前提とした、学校施設・設備の整備・充実が求められています。

基本施策 1 - 5 では、子どもたちはもちろんのこと、保護者、地域住民も、安全で快適に利用できる学校施設を整備していくための施策を行っていくことを目的とします。

<展開する施策>

(1)安全で快適な学校施設の整備

子どもたちが安全で快適に学べる環境整備を進めるとともに、学校施設の環境への配慮を高めるための取組を実施します。

具体的な事業

校舎の耐震性の確保 重点施策 4-

児童生徒の安全を確保するとともに、<u>コミュニティ</u>の拠点や地域の防災拠点として、学校施設を活用できるよう、校舎の耐震補強を行います。

学校の防犯システムの整備

児童生徒の安全を図るために、防犯カメラ、防犯ブザー、インターホン等の設置を行います。 環境に配慮した学校施設整備

校庭<u>の</u>芝生化、屋上緑化、ビオトープ<u>の設置等による学校の</u>緑化を推進し、環境にやさしいだけでなく、環境学習に活用できる学校施設・設備を充実させます。

教室の快適化

児童生徒が快適に学習に取り組めるように、特別教室や普通教室への空調設備等の導入を検討します。

通学路の安全整備

子どもたちが安心して安全に通学できるように、通学路の街灯設置、歩道のバリアフリー化を図ります。

(2)コミュニティの拠点としての学校の整備

子どもたちはもちろんのこと、地域住民・保護者が安全で利用しやすい、コミュニティの拠点

として、学校施設の整備を図ります。

具体的な事業

学校施設の有効活用の推進(再掲 3-1-(1)-) 重点施策 4- 、5-

再転用可能教室・特別教室等の有効活用により、<u>学校施設の中に生涯学習や市民活動、総合型地域スポーツクラブ等の拠点を整備し、</u>市民の学びや活動の場に対するニーズに応えていきます。

他の公共施設等との合築・複合化の推進 重点施策 4-

保育園やデイケアセンターなどの公共施設等と合築・複合化させることにより、子どもたちの活動の幅を広げます。また、学校を夜間や休日も活用できる施設として整備し、学校の地域拠点化を進めます。

学校施設管理に関する地域住民との協働の推進

学校施設利用に対する地域住民のニーズをより一層反映させるために、学校施設の管理運営に関する地域の NPO や任意団体との協働を推進します。

(3)効果的な指導を支援する施設設備の整備

IT学習、少人数指導や体験型学習等、多様な指導方法に適応するための学校施設設備の整備を図ります。

具体的な事業

ITを活用した学習環境の整備

全市立<u>学校</u>において校内 LAN (ローカル・エリア・ネットワーク)の構築、マルチメディア 設備の充実、パソコンの配備を行います。

少人数指導等に適したスペース・設備の整備

ティームティーチング、少人数指導に適した設備の充実や教室空間の整備を行います。

(4)計画的な学校施設の整備

長期的な視野に基づき、地域の実情に即した学校教育施設の整備を行います。

具体的な事業

計画的な学校施設の整備 重点施策 4-

地域と学校がともに利用できる、より安全で快適な教育環境を目指して、学校の適正規模・ 適正配置を踏まえた新築・改築・改修を行います。

学校の適正規模・適正配置 重点施策 4-

児童生徒数の<u>増減</u>に地域差があり、<u>学校の規模別格差</u>が<u>広</u>がってきているため、社会・地域の実情を考慮し、学校の適正規模・適正配置を推進し、子どもたちの良好な教育環境を確保していきます。

基本政策2 家庭・地域における教育

地域社会全体で子どもの育ちを支えるという共通認識のもと、家庭における子育ての不安の解 消や支援を行うとともに、地域において子どもたちが安心して健やかに成長し、さまざまな交流 や体験をすることのできる環境づくりを進めます。

基本施策 2-1 安心して子育てできる地域づくり

少子化や核家族化にともない、子育てに不安を抱える親が増える中、家庭だけでなく、地域全体として、安心して子育てができる環境が求められています。

本市では、これまで、安心して子育てを行うことのできる環境づくりを進めてきましたが、加えて、民間の保育・幼児教育との連携、地域の安全確保体制の整備などを行っていくことが必要です。

基本施策 2-1 では、市民が、安心して子育てを行うことができる環境づくりのために、保護者を直接的に支援することを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1)保育サービスの充実

ますます多様化し、増加する保育ニーズに対応するために、保育サービスの充実を図ります。

具体的な事業

多様な保育サービスの充実

働く女性の増大が見込まれる中で、多様化する保育ニーズに対応するため、民間事業者との 連携のもとで、保育受け入れ枠の拡充とともに、低年齢児、延長、休日、一時、病後時などの 多様な保育サービスの充実を図ります。

<u>─ 公立保育所サービス向上(再掲─1-1-(8)-──)</u>

他局と調整中

幼保一元化の検討(再掲 1-1-(8)-)

就学前の子どもが一貫した教育・保育を受けられるように、市内の既存の教育・保育資源を 生かし、行政と民間の子育て支援施設が相互に連携・協力して、本市の実情に即した幼保一元 化に向けた取組を推進ます。

保育・幼児教育に関する情報提供

保護者に対して、保育・幼児教育に関する情報を多様なメディアを用いて提供します。

- 保護者 ITサービス

他局と調整中

(2)子ども向け医療・保健・福祉サービスの充実

保護者が安心して子育てをすることができるように、医療、保健、福祉サービスを向上します。

具体的な事業

小児救急医療体制の充実

<u>症状の変化しやすい小児の初期救急に対応するため、小児急病センターの充実を図ります。</u> 母子保健サービスの向上

保健福祉センター等で実施している母子保健サービスの一層の充実を図ります。また母子保健サービスを受ける機会を活用して、保護者に対し、子育てや家庭教育に関するさまざまな情報提供を行います。

親子参加型健康づくり教室の開催

親子で参加できる健康づくり教室を開催し、子どもの健康・体力の向上を図るとともに、子育てに関する保護者のストレスや不安を緩和します。

喧害児発達支援

障害のある子どもに対する早期の発達支援を行います。

(3)地域の安全性の確保

<u>子どもたちが安心して登下校したり、地域で遊べるように、地域の安全性を高める取組を行い</u>ます。

具体的な事業

通学路の安全性の向上

<u>子どもが安心して通学路を通行できるよう、関係機関等へ危険箇所の解消等に向けた働きか</u>けを行います。

地域における防犯対策の充実

地域における防犯への取組として、PTAや地域等との連携により、登下校時の安全指導や 地域巡回、危険箇所の点検などを行います。

子どもの安全にかかわる関係機関と連携組織の充実

子どもが巻き込まれる恐れがある地域における犯罪の発生等に関わる情報や災害等の情報について、関係機関と迅速に情報の共有化を図り、保護者への通知に努めるなど、子どもの安全を確保する対応を図ります。

基本施策 2-2 家庭教育の充実と子育ての支援

不登校やいじめ、薬物<u>の乱用</u>や有害な情報<u>への接触</u>など、子どもに関わる問題が深刻化する中、 核家族化や、<u>地域における市民同士の交流やつながりの希薄化</u>を背景として、家庭の教育力が低 下していることが指摘されています。子どもの基本的生活習慣や基本的なモラルの形成など、親 の果たす役割は大きく、家庭教育の推進と子育て支援の充実が重要となってきています。

基本施策 2-2 では、子育て家庭を直接支援すること、家庭からの相談に対応すること、家庭の 役割や子育ての重要性を普及すること、<u>親同士</u>の交流や学習を促進することを目的とする施策を 展開します。

<展開する施策>

(1)子育て支援の充実

家庭において<u>より</u>十分な教育や子育てが行われるように直接的な支援を行うとともに、子ども の生命にかかわる危機を防止するための体制を強化します。

具体的な事業

子育で経済的支援

他局と調整中

幼児教育センター、地域子育て支援センターの充実

保護者の子育てへの負担感や不安を軽減させるために、幼児教育センターや地域子育て支援センターにおいて、子育ての仲間<u>づくり</u>や育児相談、育児講座、情報提供などの機能を強化<u>し、子育て支援</u>を充実します。<u>また、幼児教育センターでは、公私の幼稚園・保育所等就学前の子どもの育ちに携わる職員のための研究・研修の充実に努めます。</u>

地域子育て支援活動の充実

地域<u>の中で自主的に</u>活動している子育て支援の<u>グループ等</u>を支援し、住民同士の子育て支援 活動を充実<u>させ</u>ます。 (4)で整理

親子参加型催事・活動の展開

交流したりするきっかけをつくります。

親子で参加できる催事や活動を開催して、保護者と子どものきずなを深めたり、他の家庭と

ひとり親家庭の支援

ひとり親の家庭に対する支援を充実するとともに、支援策に関する情報提供を行います。

児童虐待防止体制の強化

児童相談所や民生・児童委員を中心に、地域の住民や学校との連携を強化して、児童虐待の 防止に努めます。

子育て支援活動のネットワーク化 重点施策 5-

子育てに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、地域全体で子育て家庭の支援と子

<u>どもの育成に関わっていくことができるように、子育てグループや子育て支援グループと関係</u>機関などのネットワーク化を図ります。

(2)家庭教育・子育てに関する相談機能の強化

子どもの教育や子育てに関する保護者の不安や疑問、要望に対応する相談体制を強化します。

具体的な事業

学校と家庭の連携・相談の促進(再掲 1-1-(10)-)

子どもの心身の状態や<u>学習状況、学校生活、</u>友人関係などについて、学校と家庭の間での情報共有を促進するとともに、学校に対する保護者からの相談の機会を充実します。

- 家庭教育・子育でに関する相談・情報提供窓口の設置

家庭教育や子育でに関して、保護者等からのあらゆる相談の受付けと情報提供を行う、総合 的な窓口を設置します。

家庭教育・子育てに関する庁内連絡会の開催

相談・情報提供窓口を通じた対応や情報提供を総合的に行うために、行政区単位で、関係機関の横断的な連絡会を定期的に開催します。

海外帰国・外国人児童生徒等の就学支援・相談体制の充実(再掲 1-1-(10)-)

海外帰国・外国人児童生徒等の日本語指導及び心のケアを図るために日本語指導等協力者を派遣するとともに、学力保障については関係機関等と連携しながら支援を実施します。また、 区役所等と連携した就学相談や児童生徒・保護者のニーズに応じた進学相談の体制を充実します。

(3)家庭教育・子育てに関する意識啓発

家庭教育や子育ての重要性を、<u>家庭はもとより</u>、市民や企業に対して啓発するため、イベントの開催や広報などを行います。

具体的な事業

各種事業や定期健診等を利用した家庭教育や子どもの権利保障の重要性の啓発

多目的の事業や定期健診などの場も活用しながら、家庭教育や子どもの権利保障の重要性を啓発していきます。

家庭教育・子育てに関する啓発イベントの開催

家庭教育や子育ての重要性や留意すべき点などについて、市民に対して意識啓発のためのイベントなどを開催していきます。

企業等に対する子育てしやすい就労環境づくりの要請

市内の企業などに対して、短時間勤務、在宅勤務、子育て休暇、<u>子ども手当など、保護者が</u> 子育てしやすい就労環境づくりの要請を行っていきます。

(4)子育てネットワークの形成と学習機会の充実

<u>親</u>が自ら家庭の役割や子育てについて学習<u>することを支援するとともに</u>、<u>親同士が交流するこ</u>とや子育て支援に関する情報を共有することを推進します。

具体的な事業

親子参加型事業の展開

市民館における子育で広場や、社会福祉協議会による子育でサロンなど、親子で参加できる 事業を開催し、保護者間の交流を図り、親子のきずなを深める場を提供します。

- 子育て支援活動のネットワーク化 重点施策 5 (1)へ移動 子育でに関わる活動や施策が効果的、有機的に展開され、 (1)へ移動 子育で家庭の支援と子 どもの育成に関わっていくことができるように、子育でグループや子育で支援グループと関係 機関などのネットワーク化を図ります。
- __家庭教育等に関する学級・講座の開催(再掲 1-1-(8)-) 重点施策 1- 、5-<u>子どもの</u>生活習慣や発達過程、子どもの権利、親のあり方、地域との関わりなどについて学 習することで、子育てにおける悩みや不安を共有・解消し、家庭の教育力を向上させることが できるよう、市民館における家庭教育学級の開催や、PTA や自主グループによる家庭教育や子 育てに関する学習の支援などを行います。
- __学級や講座に併設する保育サービスの充実 子育で期の<u>親</u>の学習を支援するために、保育ボランティアの養成に努め、家庭教育等に関する学級・講座を中心に保育サービスを併設します。
- __家庭教育・子育てに関する団体、人材、事業、地域情報等のデータベースの作成・共有 家庭教育や子育てに関する活動を行う団体や、ノウハウを持つ人材、家庭教育や子育てに関 する事業や施設等の地域情報に関するデータベースを構築し、地域での情報共有を図ります。
- インターネット等を活用した学習機会や交流の場の提供

昼間に外出する余裕や時間のない保護者でも、インターネット等を活用し、在宅で、家庭教育や子育でに関する学習や、保護者間の交流を行うことができる機会と場を提供します。

基本施策 2-3 子どもが健やかに育つ地域づくり

本来、地域には、<u>子どもが友達同士で自由に遊ぶことや</u>、自然や社会を体験<u>することや</u>、異世代と交流<u>すること</u>など、学校でも家庭でも、担うことのできないさまざまな教育の機能が求められています。特に、学校週5日制の実施にともない、地域の中で子どもが諸活動を行う場に対するニーズが高まっています。

基本政策 2-3 では、地域の豊かな人材や資源を<u>活</u>かして、<u>子ども達が様々な体験や学習を積み</u> 重ねながら、生きる力を育み、心豊かに育つことを目的とした施策を展開します。

<展開する施策>

(1) 居場所・遊び場の確保

こども文化センターが中学・高校生の居場所としての機能を持ち始めるとともに、小学校の中にはわくわくプラザが開設されています。こうした施設を改善・充実することによって、子どもたちがありのままの自分でいられる地域の居場所・遊び場を、子どものより身近な地域の中に広げ、地域において、異年齢の子どもたちがともに遊び、学べるような場や機会を提供していきます。

具体的な事業

こども文化センターの充実

<u>中学・高校生の居場所としての機能を持ち始めているこども文化センターについて、地域の</u> 住民や団体の協力を得ながら、ハード面、ソフト面から、充実を図ります。

わくわくプラザの充実

<u>小学生の居場所としてのわくわくブラザについて、地域の住民や団体の協力を得ながら、ハ</u> ード面、ソフト面から、充実を図ります。

- 子ども会議の充実 -

| 3-4-(2)で整理

子どものが市政に意見を述べる制度として設置された「子ども会議」の機能を充実します。 子ども夢パークの充実

子どもが学び、遊び、つくり続ける施設であり、子どもたちの居場所としての機能を持つ子 ども夢パークについて、施設・事業運営への子どもの参加、スタッフの育成などを進め、地域 の住民や団体の理解と協力を得ながら、充実を図ります。

異年齢交流の推進 _______リード文で整理

地域において、同世代だけでなく、異年齢の子どもたちがともに遊び、学べるような場や機会を提供していきます。

子ども会等各種青少年団体の活動支援

子ども会など、地域における既存の青少年団体に対して、<u>活動や研修の場の提供、プログラ</u>ム相談などを通して、活動を促進するための支援を行います。